

第8-3号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、
同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞
を次により行う。

令和8年7月8日

山口県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和8年7月29日（水） 午前9時00分開始
- 2 聴聞の場所 山口県山口市滝町1番1号
 山口県警察本部8階 聴聞室